

ふるさとミュージアム丹後

(京都府立丹後郷土資料館)

展示解説リーフレット

丹波・丹後の
新
たな
お
室

— 京都府暫定登録・新指定文化財から —

令和2年4月25日(土) ~ 6月14日(日)



海の京都

木造阿弥陀如来坐像 宮津市・大谷寺 室町時代 (京都府指定文化財)

「あいつ」

日本の歴史上、長きにわたり政治・文化の中心地であった現在の京都府内には、貴重な文化財がたくさん集積しています。府内の文化財は、現在の京都府教育庁指導部文化財保護課の前身である社寺課の技師らによっておこなわれた戦前から戦後直後にかけての調査や、昭和五十一年から四ヶ年かけておこなわれた文化庁による文化財集中地区特別総合調査などにより、悉皆的な調査がおこなわれてきました。それでもなお、府内の文化財の把握は隅々まで行き届いていないとはいえず、その後の自治体史編さんによる調査でさらに多くの文化財がその価値を見出されてきました。

しかし、これらの調査によって価値を見出されてきた文化財も、過疎化・高齢化の進行で守り手が減少している地域などでは、保護が十分にいき届かず、消失の危機に瀕しているものもあります。このような状況を踏まえ、京都府では平成二十九年度に暫定登録文化財の制度が創設されました。これは、将来的に国や府の指定文化財となる可能性がある未指定文化財を調査・登録し、滅失・毀損等から早期に保護することを目的とした京都府独自の制度です。

今回の展示では、丹波・丹後地域で新たに京都府暫定登録・指定文化財となった文化財を紹介し、これらの文化財を今後どのように継承していくべきかを考えます。本展を開催するにあたり、御協力をいただきました関係各位に対し、厚く御礼申し上げます。

令和二年四月

京都府立丹後郷土資料館 館長 今井 晴子

〈凡例〉

- 本リーフレットは、令和二年四月二十五日（土）から同年六月十四日（日）までを会期として、京都府立丹後郷土資料館で開催する企画展「丹波・丹後の新たなお宝―京都府暫定登録・新指定文化財から―」の展示解説リーフレットである。
- 図版に付した番号は、展示会場の資料番号・出展順とは必ずしも一致しない。また、出展資料のうち、本リーフレットに図版を掲載していない資料もある。
- 本リーフレットの写真撮影は、本文中に注記のあるものをのぞき、京都府教育庁指導部文化財保護課及び当館がおこなった。
- 資料の翻刻は原則として常用漢字を用いた。また、掲載スペースの都合上、改行箇所を「」で表している部分がある。
- 本リーフレットの執筆・編集は、当館資料課技師稲穂将士が担当し、資料課長森島康雄、資料課副主査青江智洋のほか当館職員の協力を得た。

〈謝辞〉

本展覧会の開催およびリーフレットの編集にあたり、出品いただきました所蔵者の皆様をはじめ多くの方々にご協力をいただきました。ここに記して厚くお礼申し上げます。

（敬称略 順不同）

田邊美智子	上田 榮英	廣安 龍哉	紀氏 正明	尾関 行信	井笹 孝昭
徳永 隆	加藤 正一	朝倉 有紀	今井 祐恵	元井 陽一	藤村 俊和
今西 且芳	佐々木耕照	廣瀬 祖津	鷺尾 一暢	森本 照幸	炭山 尚賢
松岡久美子	中野 慎之	森 道彦	苦名 悠	犬持 雅哉	飛鳥井 拓
小室 智子	西村 正芳	新谷 勝行	吉野 健一	桑原 正明	長谷川貴信
村瀬由紀史					

百鳥講 南丹市立文化博物館 福知山市 綾部市資料館 株式会社修美
公益財団法人美術院 京都府教育庁指導部文化財保護課

〈はじめに—京都府における文化財調査—〉

現行の我が国の文化財保護法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群保存地区」に区分し、さらに、保護すべき対象として、「埋蔵文化財」と「文化財保存技術」を定義している(図1)。昭和二十四年(一九四九)に、法隆寺金堂壁画が焼損したことを受け、戦前の「史蹟名勝天然記念物保存法」(大正八年(一九一九))、「国宝保存法」(昭和四年(一九二九))、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」(昭和八年)の三法を統合する形で、翌二十五年に文化財保護法が制定された。当初の文化財保護法で定義された文化財は、有形文化財、無形文化財、史蹟名勝天然記念物であったが、昭和二十九年の改正で、民俗文化財が有形文化財から独立して誕生し、昭和五十年の改正で伝統的建造物群保存地区制度が創設され、埋蔵文化財と文化財保存技術の保護が強化されていった。さらに、平成十六年(二〇〇四)の改正では文化的景観の保護制度が創設された。

このように国における文化財保護制度は確立されていくが、京都府においては昭和十六年(一九四一)からおこなわれた「京都府寺院重宝調査」がその嚆矢となる。これは、宗教団体法制定に必要な各寺院の基本財産の把握を本来の目的としておこなわれたものであったが、赤松俊秀ら京都府社寺課は西田直二郎などの指導協力のもと、ただ府内全域の文化財を把握するだけでなく、学術的な観点から調査をおこなったようである。この調査は戦後直後まで継続しておこなわれ、その調書は「赤松調書」と呼ばれ京都府庁において保管されている。

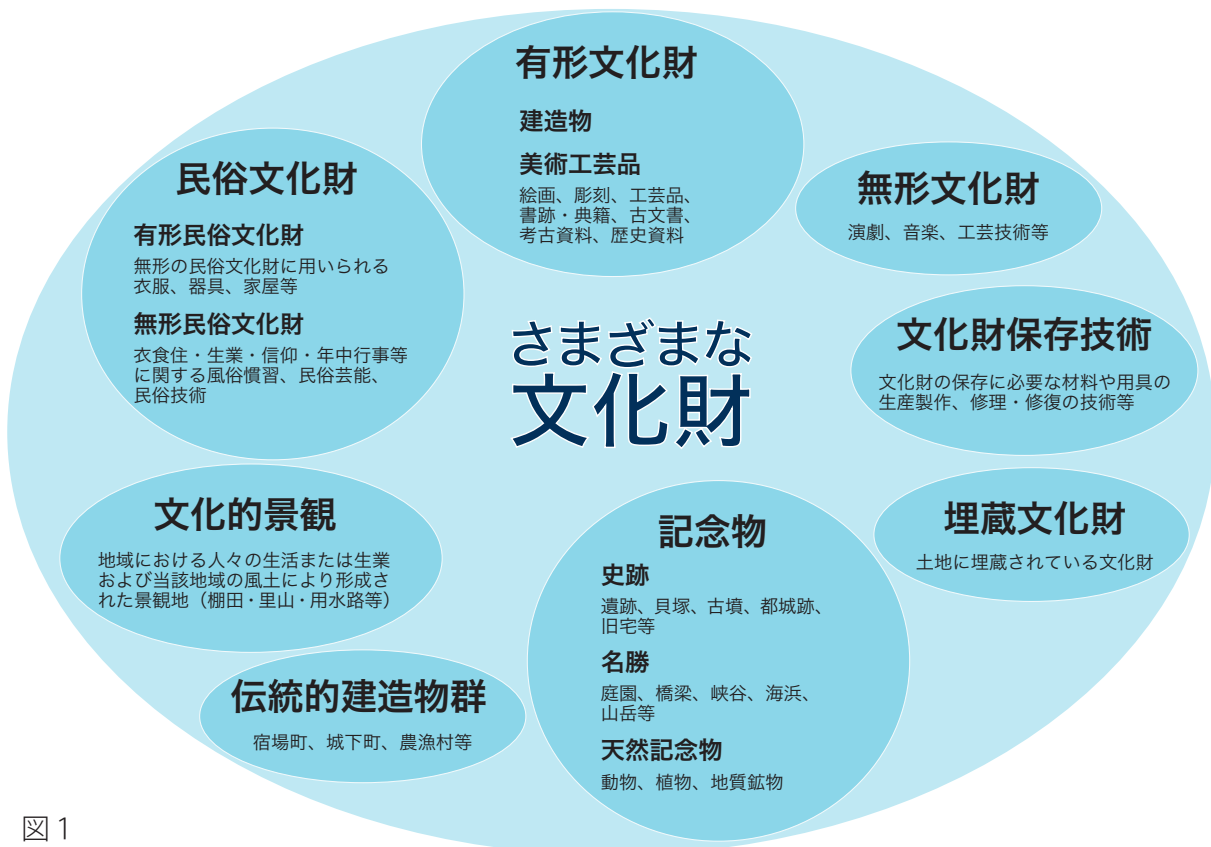


図1

社寺課は昭和二十四年（一九四九）に文化財保護課に改組され、初代課長に赤松が着任している。この翌年に国の文化財保護法が成立、昭和三十七年に「京都府社寺等文化資料保全補助金」制度が創設された。そして、昭和五十六年の京都府文化財保護条例成立により、府による文化財の指定・登録がおこなわれるようになった。

また、この時期には文化庁による文化財集中地区特別総合調査が昭和五十一年から四ヶ年にわたっておこなわれ、府内全域で文化財の悉皆調査がおこなわれた。その成果は『京都の美術工芸』『京都の社寺建築』として刊行されているが、これらは、この時期に盛んに刊行された各自治体史とあわせて、今日の調査の基本資料となっている。

以上のように、府内の文化財は調査によってその多くが把握され、保護の対象となってきたが、未だに調査の手が及んでいないものもある。さらに、近年の高齢化・過疎化の進行により文化財の守り手がいなくなり、調査がおこなわれた文化財ですら消失の危機に

京都府の文化財の区分

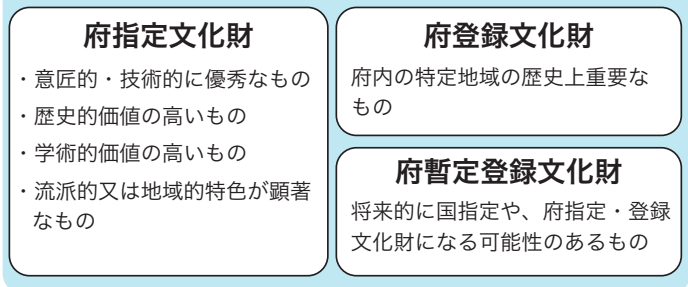


図2

京都府における文化財指定のながれ

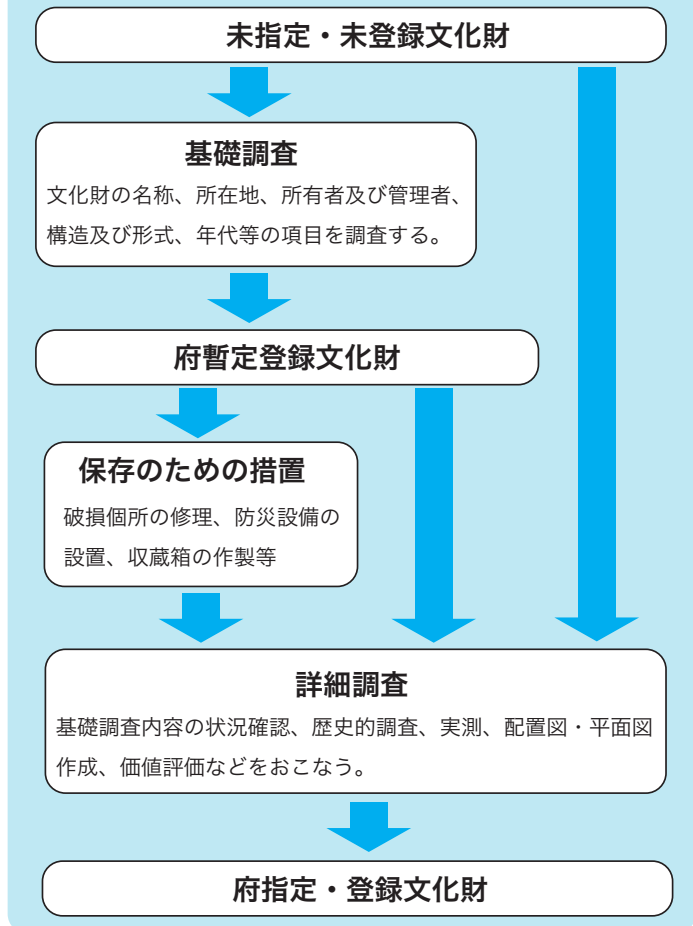


図3

あるものは少なくない。こうした状況を踏まえて、京都府では平成二十九年度に「暫定登録文化財」制度が創設された（図2）。本制度は、将来的に国や府の指定文化財となる可能性がある未指定文化財を調査・登録し、滅失・毀損等から早期に保護することを目的としたもので、令和元年度までの三年間で一二三四件の文化財が登録され、その一部は府指定文化財となっている（図3）。本展示では、これまでに暫定登録となった丹波・丹後の文化財について紹介していきたい。